

リンパ浮腫セラピスト専門養成講座は 一般教育訓練給付制度の指定講座です

一般教育訓練給付制度とは

受講費用の 20%(上限 10 万円)がハローワークから支給される制度です
一定の条件を満たした方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに実際に支払った受講費用の 20%(上限 10 万円)を給付してもらえます

受給資格対象者

受給資格対象者(支給要件)は、次に該当する方です

1.在職中(雇用保険の被保険者)の方

◇初めて制度を利用する方

受講開始日までに雇用保険加入期間が通算 1 年以上ある

◆以前、制度を利用したことがある方

前回の受講開始日から今回の受講開始日までに、雇用保険加入期間が通算 3 年以上あり、なおかつ、前回の給付金受給日から受講開始日までに 3 年以上経過している

2.離職中(雇用保険の被保険者であった)の方

◇初めて制度を利用する方

受講開始日に離職中で、雇用保険の被保険者資格を喪失した日(退職日の翌日)以降、受講開始日までが 1 年以内(※1)で、支給要件期間が 1 年以上ある

※1:被保険者でなくなった日から 1 年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で受講ができなかった場合、その旨をハローワークに申し出、許可されれば 20 年以内の延長もあります

3.以前、制度を利用したことがある方

受講開始日に離職中で、雇用保険の被保険者資格を喪失した日(退職日の翌日)以降、受講開始日までが 1 年以内で、支給要件期間が 3 年以上ある

※支給要件を満たす方は、約 3~4 年に一度利用できます

※支給要件はハローワークで照会できます 受講開始(予定)日における支給要件は、住所を管轄するハローワーク(窓口もしくは郵送)にて照会することができます

ご自身の雇用保険の加入状況等、支給要件が分からない場合は、ハローワークでの照会をお勧めします

一般教育訓練給付制度ご利用の流れの説明

1: 本人に支給要件があるか確認

2: 講座申込と制度利用の手続き

教育訓練給付制度対象講座のお申し込み時に、「教育訓練給付制度を利用する」旨の意思表示が必要となります

- ・お申し込み時に、「一般教育訓練給付制度申請申込書」を提出してください
後日提出する場合は、お申し込みから 1 ヶ月以内をお願いします
- ・ご本人確認のため、身分証明書のコピー(写真付・本人および住居の確認ができるもの/マイナンバーカード、運転免許証等)を併せてご提出ください

3: 修了要件を満たすよう受講

講座の修了認定基準が設けられていますので、修了要件を満たすように受講します

4: 受講修了

修了日において修了要件を満たしている方に、以下 3 点の書類をお渡しします

- ・教育訓練給付金支給申請書
- ・教育訓練修了証明書
- ・領収書もしくはクレジット契約証明書

5: ハローワークへ給付金支給申請

本人の住所を管轄するハローワークへ支給申請を行います

申請期限は、原則として修了日の翌日から 1 ヶ月以内となっていますのでご注意ください

申請には、受講修了時にお渡しする書類以外に、ご自身でご用意いただく書類が必要です

<ご自身でご用意いただく書類>

- ・本人・住居所確認書類(運転免許証、マイナンバーカード/コピー不可)
- ・個人番号(マイナンバー)確認書類
- ・払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード(申請者本人名義のもの)

6: 給付金受給

支給申請手続き時に届け出た金融機関の講座にハローワークから給付金が振り込まれます

支給額は、本人が支払った講座費用の合計額の 20%(上限 10 万円)です

給付金を受給して初めて、教育訓練給付制度を利用したことになります

※ご不明な点につきましては、スクール事務局までお問合せください。

info@frantsila.jp